

Title	アダム・ スミスの租税論
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.7 (1923. 7) ,p.975(1)- 1005(31)
JaLC DOI	10.14991/001.19230701-0001
Abstract	
Notes	アダム・ スミス生誕二百年記念号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230701-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田學會雜誌 第十七卷 第七號

論 說

アダム・スミスの租稅論

堀江 歸一

スミスの租稅四原則

アダム・スミスの租稅論を研究するに當り、第一に研究者の念頭に上るものは、スミスの租稅に關する四原則である。即ちスミスが租稅論の劈頭に掲げた點に於て、十九世紀中諸國に行はれた稅法改革を指導する規準と爲つた點に於て、將た又今日に於ても、依然實際上に價值を有する點に於て、吾人は何としても是等四原則

を閑却するを得ないのであつて、其要點を譯述すれば、左の如く爲るのである。

第一、各國の國民は各自の能力詳言すれば國家保護の下に、各自の享受する收入に比例して、出來得る限り、政府を維持する爲めに、供與す可きものである。

第二、各個人の納付す可き租税は確實である可く、決して專斷的のものであつてはならない。租税納付の時期、納付の方法、納付される金額は納税者に取つては勿論他の人々に取つても、明瞭でなければならぬ。

第三、租税は之を支拂う納税者に取つて、最も便利であるとされる時期に於て、又同様の方法を以つて、徴收され可きものである。

第四、租税は其國庫に齎される金額を超過して、國民の財囊に就て、奪う金額を出來る丈け寡小ならしめるように、徴收されることを必要とする。

以上はアダム・スミスの所謂租税四原則として、論述したものゝ大要であつて、ミスは是等の原則を補うに幾多の説明を以つてし、斯くて自己の立場を明にしやうとした。其説明の或るものは後段に譲り、此際私が一言を禁するを得ないのは、右四原則中の第一と、第二以下のものと全然性質を異にして居る一事である。蓋

し國家と國民と相對して、前者が後者に租税を賦課するや、必ず其間に租税公正の問題が惹起されざるを得ない。即ち如何なる目的物に對して、何を標準として課税したならば、租税負擔の公正を得るか、と云ふ問題はアダム・スミス以前から、夙に識者の研究を煩して居つた所であつて、ミスは其第一原則に於て、此問題に答へんとしたのであり、事の性質から考へて、租税の根本論に關する。租税の負擔を分配するに就て、何を標準としたならば、其公正を得るか、と云ふことは、租税制度を構成するに當つて、決定しなければならぬ指針であつて、總ての租税制度に對する可否の判斷は此原則に據つて左右されるし、又租税の「が其一個に就て見れば、或る缺點を持つとしても、他の租税に依つて、其れを補はれる場合には、兩者相併せて、國民の能力に對して、適當の負擔を加へるに至り、兩者を一の制度に包容する必要を生ずる。即ちアダム・スミスの第一原則は課税全體 (Taxation) に適用されるに反し、第二以下の原則は各種の租税 (Tax) に適用される。換言すれば第二以下の原則は租税徵收上の便宜に關する税務行政上の議論に過ぎない。税務行政に關する事項であるからと云つて、之を輕々に付することを許さない、税務行政に於ける失態

が租税の公正を傷けることの多いのは、避け難き所であるとするれば、其重要なることは之を認めなければならぬが、尙ほ之を租税の根本論に比較すれば、其間に多少の相違ありとすることを以て當然とする。

租税の確實とは何を意味する

第二の原則に於て、スミスは前記の如く租税の確實であつて、專斷的であつてはならぬこと、納付の時期、方法并に納付され可き分量が總ての人々に明確である可きことを掲げ、之を説明して、若しも是等の諸點が明確でなかつたならば、課税される國民は或る程度まで、收税官の權力に支配され、收税官は自己の意思に依つて、自己の嫌忌する納税者に租税を重くしたり、又は斯る重税を課することを以て、納税者を威嚇し、賄賂を貪る。而して斯る租税の不確實であることは、收税官吏をして倨傲ならしめ、自然不人望である可き人の秩序を腐敗せしめる。人の納付すべき租税の確實であることは、最も重要な事實であつて、各國の實驗に就て、之を見れば、租税の負擔が如何に甚だしく不平等であつても、其れから生ずる弊害は租税の少許なる不確實に比較すれば、左程までに大なるものでないと云ひ得られること

とを斷言した。誠にスミス自身の言の如く、租税の公平と確實とは事實に於て、兩立し難い場合がある。十九世紀中の永い間を通じて、英佛兩國に於て、累進税法に對して、烈しい非難が行はれ、兩國共に此税法を實際の立法に適用することに就て、躊躇せざるを得なかつたが如き、主として其不確實を恐れた結果に外ならない。而して斯る反對論に重きを爲さしめる爲めに、アダム・スミスの租税四原則に於ける租税の確實と云ふことを引抄する人もあるが、スミスの「租税の確實」に關する説明から判斷すると、スミスは收税官の手心に依つて、伸縮される餘地の存する租税を以て、專斷的であるとし、其確實性を缺くのを理由として、非難を加へようとしたものと思はれる。随つて後の學者が「租税の確實」に關するスミスの原則から出發して、累進税法反對の議論にまで逸出したことは、寧ろスミスの説を附會したものとするの感を免かれない。スミスが租税の確實に對して、專斷を配したことは、政治上の關係に胚胎するのであつて、當時何れの國に於ても憲法政治は確立するに至らず、英國の如き餘程以前から君主は議會の協賛を得ない限り、一片の租税すら、之を賦課し、徵收することを許されないと云ふ根本主義は確定して居つたと

しても、尙ほ行政官が税法其ものを運用するに當り、其對手とする人に依り、又運用する時機に依り、法規を二三にするようなことはあつた。而して斯る場合に、立法部に於て、斯の如き所業を監督して、誤まらざるを得るかどうかは、不定の問題であつて、随つてスミスの時代に於て、特に「租税の確實」と云ふことが一個の原則として、重要視されるに至つたのも、亦當然としなければならぬと同時に、立憲政治が發達し、其結果として行政部に對して、立法部の加へる財政監督權の厲行される場合には、租税の確實と云ふが如きは、必ずしも重要な原則とするを得ない。

租税の便利なること

スミスの第三原則は租税の支拂の納税者に取つて、最も便利なる時期に於て、又最も便利なる方法を以つて、行はれなければならないことを述べたものであつて、實際問題としては、租税の地代家賃に賦課される場合と、消費品に賦課される場合とを挙げ、前者に就ては、地代なり、家賃なりが實際に支拂はれる時を以つてすること、後者に就ては、消費者が物資を購入する度毎に、少額宛の支拂を爲さしめることを論じた。英國が所得税の徴收期を一年四回に分割したり、又税金の徴收に就て

は、一々所得の發生した際に、其れに對して、税率を適用した金額に相當する税金を源泉課税法の下に、所得の收得者に就て徴收し、斯くて税金の徴收には、必ず其以前に、或は少なくとも其れと同時に所得の發生を必要としたりすることは、アダム・スミスの原則に適合したものと認められる。然しながら消費税に就ては、如何にしてスミスの原則が適用されるであらうか。之を適用するには、

第一、直接消費税の形態を以つて、消費者に就て、税金を徴收するか、

第二、海關税に關しては、廣く保税倉庫制度を利用し、輸入業者に最大の便宜を與へることに勉めるか、

第三、物産税に關しては、所謂庫出税法を採用し、如何なる物資に對して、租税の賦課される場合に於ても、當業者をして一旦倉庫に庫入れさせ、其消費に供される爲めに、庫出される際に、課税するか、

三者の一に出でなければならぬ。是等の要件の或るものは當局者の用意に依つて或る程度まで、一の租税に充されるを得るとした所で、總ての租税に其盡く然るを得ることを望むのは、甚だ難しとする所である。現にアダム・スミス自身も「消費

品には其必需品であるを問はず、二様の方法に依つて、之を課税するを得る。即ち消費者をして或る種類の物資を使用し、又は消費することの爲めに、年々或る金額を支拂はしめるか、又は物資が取扱者の手に在つて、未だ消費者の手に到達しない内に、課税するか、二者の一を擇ばざるを得ない。其全く消耗し去るに就て、著しき時期を要する物資には、第一の方法を以つて、又消費の即時に行はれる物資には第二の方法を以つて課税するを適當とする。馬車税、食卓税の如きは、課税法の前者に當り、物産税并に海關税の如きは、課税法の後者に屬するものである」と説明した。而して直接消費税の如きは、今日遂に問題に上らないとすれば、消費税は結局間接消費税の形態に據らざる可からざる次第であり、然も間接消費税に於て、消費の行はれる時と税金の徴收される時との間隔を如何にして短縮す可きやと云ふことは、一個の問題であつて、今日に於ても曩に掲げた海關税に於ける保税倉庫法と物産税に於ける庫出税法とを適用しなければ、解決されない、事實に於て右の間隔は多くの租税を通じて、相當の永い期間に亙ることを免がれない以上は、スミスの第三原則は行はれ易きが如く、又行はれざる可からざるもので

あつて、實際は却つて實行に困難であるとせざるを得ないのである。唯スミスの時代に於て、スミスが夙に保税倉庫制度の利益を認めて居つたことは、特筆す可き事實である。但し保税倉庫の便宜を適用するに就ては、一般に消費使用される物資のみに課税を限る可しとし、若しも之を限らずして、今日の如く一般の物資に課税を及ぼしたならば、規模の廣大なる倉庫の設備を成すに困難であり、又性質繊細であつて、其保存に注意を要する物資に至つては、所有者以外の倉庫に預託することを得ないとしたのは、聊か牽強附會の嫌を免かれないが、兎に角スミスが納税者に取つて、最も便利なる時期に租税を納付せしめる原則の適用に就て、正しき理解を持つて居つたことは、明に看取されるであらう。

スミスの一誤解

第三原則に對する説明の末尾に於て、スミスの述べた所に多くの誤謬の含まれて居ることは、私の指摘せざるを得ざる所である。即ちスミスは納税者に取つて、徴收の容易であり、又便利であることを論じて、

奢侈品の如き消費品に賦課せられる租税は總て終局に於て、消費者に依つて支

拂はれ、又一般に消費者に便利なる方法に依つて、支拂はれる。消費者は自己が物資を購入する機會に於て、少許づゝの支拂に當る。又消費者が物資を購うか、購はないかを定めるに就て、自己の好む所に依つて、之を爲すのであるから、若しも斯る租税の爲めに、著しき不便を蒙るものとしたならば、其事は納税者自身の過失に基くことゝ認めざるを得ない

と述べたのである。此種の考へは後日次第に發展して、消費税を以つて、任意的租税である、即ち消費者が消費さへ辭したならば、租税の負擔を回避するを得ると云ふ説を生じ、此見解から直接税に比較して、間接税に一段の長所ありとする説を生ずるに至つたようであるが、消費者にして租税の負擔を回避するには、多年自己の慣用し、又愛好した或る種類の消費を廢棄しなければならぬ以上は、租税負擔の免除は斯る犠牲を荷つた結果である。随つて右の點を捉へて、消費税を任意の租税とするが如き、大なる間違であり、又斯る性質を舉げて、消費税を稱賛したならば、間違に間違を重ねるものとす可きである。殊に奢侈品に對する課税の如き、其轉嫁は完全に行はれ、又消費者自ら其便利とする方法に依つて、之を支拂ふこと、スミ

スの言の如くであるとしても、之を以つて、スミスが第三原則に適合する租税の一例として、挙げたのは、如何なる意に出でたものであらうか。後段に於て、スミスが必需品に對する課税は賃銀の上進を惹起すが、奢侈品に對する課税は假令其物資が貧民に依つて、消費されるものであつても、尙ほ斯る結果を生じない、斯る租税は恰も奢侈制限法と同一の働きを爲すものであつて、貧民が自己の家族を扶養する能力に何等の減損を來さしめず、寧ろ彼等を無用の消費を節約することに努力せしめ、斯る強制的に行はれる節約の效果として、家族を扶養する彼等の能力は租税の爲めに、減少せずして、却つて増進するに至ると説いた議論と首尾一貫するものと認めるを得る。今日に於ても、例へば戦争の如き、非常の時機に際會して、奢侈品に課税して、其消費に或る制限を置き、以つて戦時に於ける民心を緊張せしめようとすることは、屢々實際に行はれる。歐洲戦時英國に於て、多年の問題であつた課税の基礎を擴張しよう云ふ議論が幾多の奢侈的消費品や、娛樂業の收入に課税することに依つて、解決されたのは、如上の見地に據つたものであつて、或はスミスの第三原則の行はれたものと見るを得るかも知れないが、私は奢侈品に課税す

ることを取つて、租税徴収の便利に關する原則の適用とするが如き、大なる過誤に陥つたものであつて、此原則を徹底するには、斯る誤まつた方嚮に出でず、寧ろ租税徴収の根本的施設に就て、改善を施すことを必要とするものである。

租税節約の原則

アダム・スミスの租税第四原則は所謂節約(Economy)の一點に繋がるものであるが、此原則の働く所は實に四箇條に分れるのであつて、而して是等の個條が遵守されると、違背されるとに依つて、一國稅務行政の巧拙は定まるものとしなければならぬ。何を以つて、租税は節約の原則に反するとされるか。スミスは之を説明して、

第一、租税の徴収には多數の官吏を任用しなければならず、彼等に對して支給される俸給は其れだけ租税の收入を蠶食するし、更に彼等の收める餘祿は國民に對して、餘分の負擔たらざるを得ない。

第二、租税は國民の産業を壊敗し、彼等の多數に生計并に職業を供へる或る種の産業に従ふことを妨げる。斯の如くして租税は之を支拂ふことを國民に強要し

ながら、彼等の之を支拂ふに充つる財源を破壊し、又は減縮するの嫌ありとされる。

第三、租税の逋脱を企て、成效するを得なかつた不幸なる人々は沒收罰金等の刑罰を蒙つて、多く一身の破滅を招き、社會亦彼等の資本應用に依つて、收め得べかりし利益を喪失することゝ爲る。不公正なる租税は逋脱に對する大なる誘惑であるが、一方に逋脱に對する刑罰は誘惑に比例して、高からざるを得ない。法律は公正に關する普通の原則に反して、先づ誘惑を生ぜしめ、而して誘惑に罹つた者を罰する。

第四、租税は國民を頻繁なる收稅者の臨檢、煩苛なる監視の下に置くことに依つて、彼等に煩勞、壓制迷惑を加へる。煩勞は必ずしも費用でないとしても、尙ほ納稅者に於て、自ら他人をして賠償せしめんと欲する費用に相當するものである。

とした。即ちアダム・スミスの租税節約に關する原則は一方に徴收費を節減し、他の一方に租税の賦課并に徴収に依つて、納稅者に加へる一切の煩勞檢束干涉等を抑制し、兩様の努力に依つて、租税の國庫に齎す收入と租税の國民に加へる負擔——有形并に無形一切の負擔とを成る可く近接せしめようとする趣意に基いた

ものであつて、税務行政の見地から云へば、一の租税の良税であるか、惡税であるかを檢する標準とも爲る。アダム・スミスが後段西班牙に行はれたアルカヴァラ (Alavala) なる租税を挙げ、其總て物資の取引の行はれる度毎に一々徴收されるものであることを説き、進んで「此種の租税を賦課するに就ては、一の地方と他の地方との間ばかりでなく、一の店舗と他の店舗との間に行はれる物資の輸送に對しても、之を監視する多數の官吏を必要とし、又或る種類の物品ばかりに止まらず、殆ど總ての物品の取扱人即ち農業家、製造業者、商人をして間斷なく收税官の監視の下に立たしめなければならぬ」とし、西班牙の製造業を亡ぼしたものは、實にアルカヴァラである」と云ふウズタリーズの言を引抄し、以つて自己の創造した第四原則の如何に貴重であるかを明にするに勉めた。

租税の収入の豊富であること、一言にして之を言ひ現はせば、其生産的であることは租税の持つ可き條件として、重要なものである。バスターブル氏は特に此條件に非常の重きを置き、租税の公正と云ふことも、其他の諸原則も租税の収入豊富であつて、始めて之を達し得るものであるとまで、極論した。「租税収入の豊富が

斯る地位を實際財政に於て、占めるかどうかは、一個の疑問に屬するが、現代の國家に於て、租税賦課の目的とする所は富の分配を公平にすることでもなければ、國民道德を改新しようとするところでもなく、専ら國庫に收入を收める一事に存する以上は、收入を豊富ならしめることに對する妨碍を除却するの必要であるや、論を俟たない。而して租税収入の豊富を妨げるものは、アダム・スミスの説くが如く、第一に徴收費であり、第二に産業に對して加へる租税の壓迫であつて、是等の二點から云へば、アダム・スミスは第三原則に於て、或る程度まで肯定した消費税説を覆して、直接税説を承認するに至つたものと認めざるを得ない。蓋し直接税は間接税に比較して、徴收費の少なく、産業を壓迫する弊の軽いことも、共に公知の事實に屬するからである。

殊に國民に負擔せしめる金額と國庫に收納される金額との間に於ける差違の大なる租税としては、保護關税が挙げられる。即ち或る貨物の輸入に對して、關税が賦課され、其内國産業に及ぼす保護の効果を著明ならしめる爲めに、同種貨物の内國に於て産出されるものに、何等の課税をしないとする。此場合に内國貨物の

價格は何等の課税を受けないに拘はらず、之と競争する外國貨物の供給が輸入税の賦課に依つて、遮斷されることの結果、従前に比較して、輸入税金額に略ぼ近い程度まで騰貴するであらう。而して内國の消費者は輸入税賦課の結果、價格の騰貴した外國貨物は之を需要せず、同じく價格は騰貴したとしても、其騰貴の程度の外國輸入貨物よりも少ない内國產貨物を需要する。然も此騰貴たる、競争品の供給の遮斷された偶然の出來事に伴つて、生じたものであるとすれば、國民が幾ら斯く價格の騰貴した物資を需要し、消費した所で、各自の負擔は適切に増加しこそすれ、負擔の増加に伴う所は毫も國庫の收入とは爲らず、單に物資の製造業者なり、取扱人なりを利益するに止まる。若しも保護の効果を消滅せしめる爲めに、或る輸入品に輸入税の賦課される如く、同種の内國產物資に此輸入税を相殺する内國税が賦課されたならば、内外孰れかの產物を消費する者は輸入税なり、物産税なりの一を負擔し、國民の負擔と國庫の收入とを相對するものたらしめるを得るが、輸入税が保護關稅の意味に於て、賦課される限りは、國民の負擔と國庫の收入との間に差を生じ、前者は大であつて、後者は小であり、明にアダム・スミスの第四原則を蹂躪する

ることを免がれない。スミスの自由貿易論を財政上の見地に於て支持するものは、即ち此第四原則であると云へるであらう。

アダム・スミスの第一原則

右の如く觀察すると、アダム・スミスの租税四原則の第二より第四に至るものが實際の適用に於て、重要な關係を持つことの事實は頗る明瞭であるが、是等の原則たる、固より一の租税の賦課又は徴收に關するものであつて、此以上に租税制度を構成するとか、租税の負擔を如何なる標準に據つて、國民に分配するものであるとか云ふ根本的問題には、少しも觸れて居らない、其之に觸れたものは、實に第一の原則であつて、隨つて第一の原則こそ眞に租税全般に關するものであり、第二以下の諸原則は各種租税に關するものに止まるとする説ある所以である。然らば第一の原則は租税負擔の分配を決定する點に於て、如何なる規準を示して居るか。其要領は曩に他の三原則と共に抜抄したが、今左に全文を譯載することゝする。

各國の國民は各自の能力詳言すれば國家保護の下に、各自の享受する收入に比例して、出來得る限り、政府を維持する爲めに、供與す可きものである。大國に屬

する個人に對する政府の經費は恰も大地主の共同小作人が土地に對して有する各自の利害に比例して、負擔しなければならぬ土地管理の費用と同様のものである。此原則の遵守されると、違背されるとに依つて、或は租税の公正と云ひ、或は租税の不正と云ふ差別を生ずるものであるとした。

右の原則を解釋し、評論するに當つては、從來種々の誤解や、偏見の伴うことを免がれなかつた。其一はアダム・スミスを以つて、租税利益説を信奉する者であるとする解釋であつて、其根據とする所はスミスが能力なる言葉を説明して、國家保護の下に、各自の享受する收入と云つた文中の「國家保護」と云ふ所に重きを置き、スミスコそ、租税を以つて國家の保護に對して、國民の支拂う代價であるとする舊時代の學説を支持する者であるとするのであり、他の一は矢張り右の説明の文中、アダム・スミスが「各自の享受する收入に比例して」と云つた「比例」の文字を重要視し、スミスコそ比例税主義を主張して、暗々裡に累進税主義を排斥した者であるとするのである。然しながら是等の解釋は二者共に正しきものでないのであつて、斯く解釋されることは、スミスに取つては、大なる迷惑を加へられるものとせざるを得ないであらう。

第一スミスが「國家保護の下に各自の享受する收入」と云つたのは、當時英吉利と和蘭との間に於て、相當の程度に通商交通の關係の維持されて居つた結果、國際間の重複課税を如何に處理するかと云ふことが問題に上りつゝあつたので、スミス亦之に對する斷案を下す趣意の下に、一國が收入に課税する場合には、其國の政權の及ぶ範圍内に於て生ずる收入に限ることを明にしたものとす可きである。第二にスミスが「收入に比例して」と云つた言葉に特殊の意味があり、之に依つて累進税主義を排斥したものであるとすれば、國富論第五編中、何れかの部分に累進税に對する非難の試みられ可き筈であるのに、全編を通じて、其片影すら認められないことは、明にスミスが「收入に比例して」と云ふ文字を最も輕い意義に於て使用したことを明にするものであつて、私は一部論者の解釋に與するを得ないのである。

能力を標準として、租税の負擔を分配すると云ふ説はボーダンに依つて、現に主張された位であるから、アダム・スミスを以つて、此説の創造者とする事の當らないのは、已むを得ざる所であるが、アダム・スミスが之を租税第一原則に掲げ、且つ能

力は國民の收入に依つて、計量されるものであることを明にした一事は此學說を世間に流布し、其以前に行はれて居つた國家勤勞實費說や、國家勤勞利益說を排除する點に於て、資する所の少なからざりしことは論を俟たない。固よりスミスの以後に於ても、一方に租税負擔の分配に關しては、能力說を取りながら、能力の何ものたるやを解釋するに當つて、之を以つて國民が國家職務を通じて得た利益であるとし、能力說と利益說との中間に彷徨したり、利益說の信念を以つて、能力說を潤色したりするが如き學者もあつたが、スミスに至つては決して然らず、能力は國民の收入であることを斷言した。斯くて其後に至つて、收入なる言葉が所得と爲り、更にジョン・スチュアート・ミルの提言に依つて、能力を計るには、所得の外に、納税者の感ずる犠牲の觀念を以つてしなければならぬことゝ爲り、租税の負擔に就て、客觀的標準に加ふるに、主觀的標準を以つてするように、多少の變遷を経たには相違ないが、能力と云ふ觀念を國民の頭腦に深く植付けた效績に就ては、何としてもスミスを推さざるを得ないのである。

スミスが斯の如く卒直に能力說を肯定し、主張したことに就ては、其原因として、社會が個人の生活に取つて、如何に重要な組織であるか、社會の政治組織が社會的并に個人的生活に於ける目的を完成するに如何に必要なものであるかと云ふことが理解されて、茲に始めて個人は其支拂能力に應じて、國家の爲めに、之を維持し、之を扶助するに足る供與を爲す可きものであると云ふ要求が生じ、又斯る觀念が完全に承認されて、苟も一の國家に屬する國民は其能力に應じて、國家の爲めに供與を爲す義務を荷うことが明瞭と爲る。而して一方に國家財政に關する組織が進んで來れば、其進むに隨つて、第一國家の職務に伴う費用なり、其職務の生ずる利益なりを多くの重要な國家職務に就て、計算することは、事實に於て、不可能であり、第二國家職務の性質として、個人の有する能力の全體と緊切なる關係を有するのであるから、個人の能力を離れて、國家の負擔を課する何ものゝ標準の存しないことゝ爲る。今日能力說が一般に承認されるのは、斯る道理に據るものであつて、アダム・スミスが十八世紀末に於て、之を承認した先見は、之を稱揚せざるを得ないのである。

スミスの租税各論

アダム・スミスは右の如く租税の四原則を論述した後、租税各論に入り、各種の租税を對象として、上記四原則を適用し、或は其可否を、或は其實行的價值を考察した。

第一、地代に對する税。此税に就ては其評價の停滯的であり、各地方に於て、行はれる土地改良の程度の異なる結果として、負擔の不公平である弊を生ずる。第二、以下の原則には適合するが、第一の原則に違背するもの甚だしい。十分の一税は地代に對する課税ではなくて、産物に對する課税である。而して産物の或る部分は所在地の異なるに隨つて、地代と相違することを常とする。から、負擔の不公平を免れない。

是れはスミスの説明する通りであつて、收益税としての地租が土地評價の不完全である結果、諸國に於て今日重要な地位を失墜した一事に依つて、事の一斑を知るに難しとしない。

第二、家屋の賃貸價格に對する税。此税に關するスミスの研究には、種々の興味

が伴う。先づスミスは家屋の賃貸價格を標準とする家屋税の如何に轉嫁するかを考へ、家主にして家屋から正常利潤を獲得するを得なかつたならば、彼は家屋建築の事業を廢棄する外に道なく、斯くて家屋に對する需要は増進し、暫時の後に、他の諸事業に於けると同一の水準點に達するまで、利潤を復舊せしめるであらうと云つた。而して此轉嫁説はリカード、ミル等正統學派の學者の信奉する所と爲つたが、實は同學派特有の弱點たる年處の經過を閑却した議論であつて、後年セリグマン氏がスミス一派の轉嫁論を絶對學説 (Absolute Theory) と名付けて、簡單に取扱ひ了したのも亦偶然ではないであらう。蓋し家屋の如き、何としても本來腐敗す可からざる物資であり、繼續的性質を有する物資である以上は、家主が家屋の建築を廢棄した所で、實際は新家屋の建築が中止されるだけの話であつて、其爲めに供給に實質的減少を來すのは、何年の後であるか、之を知るを得ないのである。

然しながらアダム・スミスは右の如く家屋供給の減少に依つて、賃貸價格の上進した後、に生ずる影響に就て、考察を試みた。即ち曰く家屋賃借人は課税後に於ては、次第に賃貸價格の低廉なる家屋を求めて、居住しようとし、其最低廉なる家屋に

は甚だしき密住を生ずるであらう。茲に於てか最下等の家屋を除き、他の一切の家屋は價格に於て低落し、宅地の所有者亦損害を蒙る。即ち家賃に對する租税は富者に最も重き負擔を加へる。富者が彼等の收入に比例する以上に、或るものを公共經費の爲めに、供與することは甚だしき不條理ではないと。此文の前半はアダム・スミスが租税の分散轉嫁に關する理論を了解して居り、之を轉嫁論に適用した證據であり、末節に於てはスミスが一部人士の推測する如く、第一原則に於て、比例税主義を暗示したものでないことを明するを得るのである。

第三、利潤に對する課税。アダム・スミスの利潤税に反對する議論は直に取つて現時の營業税反對論を想像せしめるに足りる。即ち曰く地代は之を知るを得るが、資本や利潤は之を知るに困難であつて、且つ不斷の變動を蒙ることを免がれない。其上に資本の所有者は世界の住民であつて、一國が彼に重く課税したならば、彼は資本を國外に齎し、斯くて國民的產業に有害なる結果を及ぼすとし、特殊の職業より生ずる利潤に對する課税に就ては、其平等に課税されない場合には、小規模の當業者を苦めるが、尙ほ大體に於て消費者に負擔を及ぼすものとした。利潤に

對する課税に於て、アダム・スミスが資本の外國移出を想像して、轉嫁の關係を考へたのは、流石に國際共通經濟の狀況を念頭に置く立場から判斷して、當然であるし、又特殊の職業より生ずる利潤に對する課税を以つて、直に其消費者の負擔に歸するものとしたのも、資本なり、事業なりの國際間に於ける移動の自由であることの條件の下に於て、始めて正しとするを得る。然も右の立場や條件に制限の加へられるに隨つて、スミスの議論の動搖することは、已むを得ざる所に屬するのである。

第四、各種の收入に對して、一般的に賦課される税。スミスは此項に屬する租税を區別して、人頭税と消費品税との二者とした。人頭税の不公平であり、又專斷的であることは、スミスの認める所であつて、階級税に於ても亦同様の弊害ありとし、唯斯る租税の行はれるのは、下層階級に屬する人民の安樂愉快并に安寧に就て、顧みられることの少ない國に於けるのみであると斷定した。然らば消費品に對する課税は如何であるかと云ふに、スミスは此種の租税を以つて、收入に比例すると想像される費用に課税して、間接に國民の收入に租税の負擔を及ぼさうとする方便であるとし、其結果に就ては、課税目的物が必需品であると、奢侈品であるとに依

つて、區別されるものと考へ、大要左の如き議論を述べた。

必要品にして課税されたならば、賃銀は此課税に應じて、上進するであらう。労働者は假令自己の掌裡より、租税を支拂うとしても、永き時期に亘つて、之を前拂ひすることは、其堪へ得ざる所であつて、結局賃銀上進の形態に於て、事業主の負擔に移されることゝ爲る。事業主が小作人であれば、彼は其負擔を地主に就て、回收するし、小作人でない場合には、代價騰貴の形を以つて、一般公衆から回收するであらう。然しながら奢侈品に對する課税に於ては、全然事情の異なるものがある。煙草、酒精、茶等に課せられる租税は賃銀を引上げしめるに足らず、却つて奢侈禁遏税の效果を生じ、勤勉なる貧民をして節約に依つて、家族の生活を維持する必要を感せしめる一方に、怠惰なる貧民をして社會に害惡の及ぶが如くに、其兒女を養育するに至らしめる。

アダム・スミスは本來物資に對する課税には全體から云つて、反對の意見を懷いて居る。是れは此種の課税が其性質上産業に壓迫檢束を加へ、通商自由の根本義に反する關係に基いて居る所もあらうが、同時に斯る租税の轉嫁する事情に顧み

て、之を不可なりとする意見を懷いた跡の著しきを認め得るであらう。然しながらアダム・スミスの考へた如くに、租税の轉嫁が行はれるかどうかは、一個の疑問に屬する。賃銀に對する租税が總て事業主に轉嫁し、事業主亦之を地代低減の形に於て地主に、代價騰貴の形に於て一般消費者に轉嫁させると云ふことは、賃銀が所謂生活賃銀の最低限度に居り、利潤が競争の爲めに限界點に達して居る事實を根據として、始めて主張される所であつて、經濟社會の事情は必ずしも常に斯の如く單調であることを許されない。此點に於てスミスの癖は重ねて暴露されたものと云へるであらう。

アダム・スミスの時代に於て、英國物産税制度が亂雜なるものであり、殊に日常必要品に對して、消費税の賦課された點に於て、非難の甚だしきを見た。スミスは當時の惡税として、鹽、皮革、石鹼、蠟燭に對する四種の租税を挙げ、之に次ぐ惡税を以つて、石炭税であるとし、其課税法の一斑を敘述して、如何に重率の税であるかを明にし、斯る重税は謹直で、勤勉である貧民の生活費を加重し、大なり、小なり、彼等の賃銀を引上げしめるに至ることを論斷した。スミスの時代に於ては消費品に課税す

るに當つて、直接消費税の形態を以つてすることを可なりとする説の行はれたのは、明白の事實であつて、現にサー・マッシュュー・デツカーの如き、此種の課税法を以つてしたならば、取引商人に税金を前納せしめず、消費者をして其收め得た消費の特許に依つて、若干量の貨物を消費せしめ、特許を得る度毎に、租税を負担せしめることを可なりとした。然しアダム・スミスは此種の課税法に反對し、第一斯る方法の下に於て、例へば飲料物を飲用する特許を購うことに依つて、税金が支拂はれるとすれば、謹直なる人は其消費の量の小なるに拘はらず、酩酊を事とする人よりも、比較的軽く課税されて、負擔の不公平を惹起すること、第二或る期間を限り、之に對する特許料の形で、租税を支拂はしめたならば、速時に消費される物品に對する課税に伴う一の便利である「不定期頻繁なる支拂」と云ふ特質を失はざるを得ざること、第三斯る課税は奢侈抑制法としての効力が少ない、蓋し消費者にして一度び特許を購つたからには、多く飲用するに隨つて、税金の負擔は軽く爲る結果、多量の飲用を促さるゝこと、第四若しも勞働者が一年一回なり、二回なり、或は四回なり、時を限つて、其期間内に飲用す可き飲料物の全體に對する租税を支拂うに至つたならば、

此税金額は餘程大なるものと爲る、斯る課税法は最も苛酷なる壓迫を加へない限り、現在何等の壓迫なくして、徴收されると同額の收入を國庫に與へるを得ないこと、この四點を根據として反對した。是等の反對論に徴すると吾人はアダム・スミスが如何に巧に租税四原則を租税各論に適用したかを推測するを得るのである。若し夫れマーカンチリズムを非なりとする見地に於て、英國輸出入税制度に論難を加へた所はアダム・スミスの獨壇場であつて、

英國に於ける輸入を抑制する爲めに、諸種の外國物資の輸入に賦課された高率の租税は多くの場合に於て、單に密輸を促すに過ぎなかつた。關税の算術に於ては、二に二を乗じて、四を得る代りに、時として唯一を得ると云ふドクトル・スウキフトの説は斯る重率の課税に就て、正に其然るを見るのであつて、斯の如き重税は若しも彼のマーカンチリズムが吾人に租税を收入の方便でなく、獨占の方便として、用ゆることを教へなかつたならば、決して賦課されなかつたであらうと云ひ、續いて將來の關税則は之を如何なる原則に據らしめ可きかと云ふ問題に對しては、

社會に於ける多數の人民をして各自の費用に比例して、公共收入に供與せしめるには、其消費される各個の物資の盡く課税されることを必要としない。物産税に依つて、徴收される收入は海關税に依つて、徴收される收入と同じく、納税者の負擔に歸するものであり、而して物産税は最も廣く使用消費される少數の物資のみに賦課されるとしたならば、適當なる施設に依つて、海關税も亦少數の物資だけに限られて、國庫收入に何等の減損を來さず、却つて外國貿易に大なる利益を及ぼす可き道理である。

とし、英國將來の關稅則の據る可き所を述べた。固より英國の關稅改革は十九世紀に入つて、ハスキッソンに依つて始められ、千八百六十年グラッドストーンの最後の施設に依つて、完成されたものであつて、アダム・スミスの國富論出版當時に於ては、直に其效果を實際に見るを得なかつた。然も千八百六十年改革の完成された關稅則は一面に於て保護政策を排除すると共に、課税を少數の物資に限り、然も各種の輸入税をして國庫に收入を最も多く生ぜしめるように工風した邊は即ちアダム・スミスの公にした上記の議論が英國の實際を支配するに大なる効果を奏

したものと認められる。最近歐洲戰爭の影響を受けて、英國の關稅則は餘りに重要ならざる四五の輸入品に課税を擴張し、又殖民地の輸入品に對して、特惠關稅則を適用したことの二點に於て、聊か從來の型を破るに至つたが、十九世紀の劈頭から右の改革の行はれるまで、百餘年の久しきを通じて、所謂單一關稅則の下に、自由貿易政策が行はれ、而して此政策が英國に大なる經濟的繁榮を齎す原因と爲つたことを知つたならば、何人とも雖も、スミスの學問の英國民の實生活に及ぼした效益の頗る著しかつた事實を仰がざるを得ざる次第である。偶々スミスの降誕二百年を記念する爲めに、六月五日慶應義塾の大講堂に於て、スミスの租税論を講演し、今又此論文を草しつゝ、今更の如く學問の世道を益することの大なるを認め、スミスの後を遂うて、同じ方面の研究に従う者の一人として感慨の深さを禁ずるを得ないのである。